

# 小学校体育施設開放の利用について

学校施設を利用する場合は、下記の事項を遵守してください。

## 1 開放時間（下記時間のうち、学校活動等の時間は、除く。）

月～金 6時30分～8時、17時～21時 土・日 6時30分～21時

青少年優先活動時間（高校生以下） 8時～19時

一般優先活動時間 19時～21時

- ・使用時間を守ることを。後始末を含め、時間内に終了すること。
- ・使用後は、学校敷地内で歓談せず、速やかに帰ること。（近隣住民の迷惑になります。）

## 2 火気厳禁

- ・学校敷地内では喫煙しないこと。（敷地内は全面禁煙です。）
- ・出火原因となる危険物を持ち込まないこと。

## 3 危険行為の禁止

- ・体育館及び校舎の壁に向けて、ボール等を投げつけたり蹴ったりしないこと。  
（板壁・掲示板・掲示物・警報機・電気コードの差込口・防護ネット等が破損します。）
- ・施設及び備品等を破損した場合は、速やかに運営委員会及び学校に届け出ること。  
（破損部分は利用者に弁償していただきます。）

## 4 利用時における注意事項

- ・使用後は、後始末及び清掃をすること。（床・使用した器具・トイレ・出入口付近等）  
校庭を使用した場合は、整地も行うこと。
- ・ペットボトル等のゴミは必ず持ち帰ること。  
（学校や近隣店舗のゴミ箱、学校敷地内には捨てないでください。）
- ・節電・節水に努めるとともに、使用後は蛇口の止水や電気（体育館内、体育館の出入口、校庭の照明）の消灯等の確認を必ず行うこと。
- ・屋外で使用したシューズや備品等を体育館内で使用しないこと。  
（砂等により床や壁を傷めます。）
- ・体育館及び校庭を使用後は、学校体育施設開放使用日報を必ず記入すること。  
体育館利用者はキーボックスの中にある日報に記入すること。  
校庭利用者は各団体で日報を保管し、日報は1ヶ月毎に学校に提出（各学校のポストに投函）すること。
- ・体育館利用者は、体育館の鍵の施錠（鍵がかかっているかの確認を必ず行うこと）を行い、鍵はキーボックスに返却すること。（鍵は持ち帰らないでください。）
- ・学校施設の使用（指導、試合観戦、練習の送迎等を含む。）に伴う自動車の駐車にあたっては、マナーを守り、近隣住民等の通行や安全の妨げにならないよう十分に注意すること。  
（交差点付近での駐車や、住宅等の駐車場・車庫付近での駐車はおやめください。）
- ・床面や壁を傷つけるおそれのある種目や危険を伴う種目は使用出来ない場合があるため、使用条件等を各学校に確認すること。

**遵守事項に違反した団体やマナーの悪い団体は利用をお断りします。**